

会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び
会社法施行規則第190条に定める株式交換に係る事後備置書類

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜勢 陽



2026年3月17日

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 喜勢 陽一

東京都八王子市旭町1番1号
株式会社 JR 中央線コミュニティデザイン
代表取締役社長 小澤 裕

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR 東日本」という。)及び株式会社 JR 中央線コミュニティデザイン(以下、「JR 中央線コミュニティデザイン」という。)は、2026年2月17日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下、「本株式交換契約」という。)に基づき、2026年3月17日を効力発生日として、JR 東日本を株式交換完全親会社、JR 中央線コミュニティデザインを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記の通りです。

記

- 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1項)
2026年3月17日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)
 - 会社法第784条の2の規定による手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求を行った JR 中央線コミュニティデザインの株主はおりませんでした。
 - 会社法第785条の規定による手続の経過
JR 中央線コミュニティデザインは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2026年2月17日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である JR 東日本の商号及び住所を株主

に通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項に基づく買取請求を行った JR 中央線コミュニティデザインの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

JR 東日本は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求の手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

JR 東日本は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 2 月 20 日付で、JR 東日本の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である JR 中央線コミュニティデザインの商号及び住所を電子公告にて公告しました。なお、JR 東日本は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条の規定による請求の手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により JR 東日本に移転した JR 中央線コミュニティデザインの株式の数は、本株式交換により JR 東日本が JR 中央線コミュニティデザインの発行済株式の全部（ただし、JR 東日本が所有する JR 中央線コミュニティデザインは除きます。）を取得する時点の直前時の JR 中央線コミュニティデザインの発行済株式総数から JR 東日本が所有する JR 中央線コミュニティデザインの数を除外した、927,780 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 項）

(1) JR 東日本は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第

796 条第 3 項に規定に基づき、本株式交換に反対する旨を JR 東日本に通知した JR 東日本の株主は 1 名であり、その有する株式の数は合計 1,000 株でした。当該株式数は会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回っております。

- (2) JR 中央線コミュニティデザインは、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
- (3) JR 東日本は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の JR 中央線コミュニティデザインの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、JR 東日本を除きます。）に対して、その保有する JR 中央線コミュニティデザインの普通株式 1 株につき JR 東日本の普通株式 0.45 株の割合をもって、JR 東日本の普通株式を割当交付いたしました。なお、JR 東日本が割当交付した JR 東日本の普通株式の合計は 417,501 株であり、そのすべてを JR 東日本が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (4) 本株式交換に伴い増加した JR 東日本の資本金及び準備金は、以下のとおりです。
 - ① 資本金 : 0 円
 - ② 資本準備金 : 会社計算規則第 39 条に従い JR 東日本が別途定める額
 - ③ 利益準備金 : 0 円

以上

本書は原本であります。

2026年3月17日

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 喜勢 陽一

